

郡山市立郡山第六中学校いじめ防止基本方針

いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○具体的な「いじめ」の態様

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

（文部科学省の分類による）

1 基本理念

○ いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。「いじめ」は、どこでも、誰にでも起こりうる」「人間として絶対に許されない、人権に関わる重大な問題である」「どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる」という基本認識に立ち、教職員全体が日頃から些細な兆候を見逃さないように努め、学校全体で組織的に対応して取り組む。

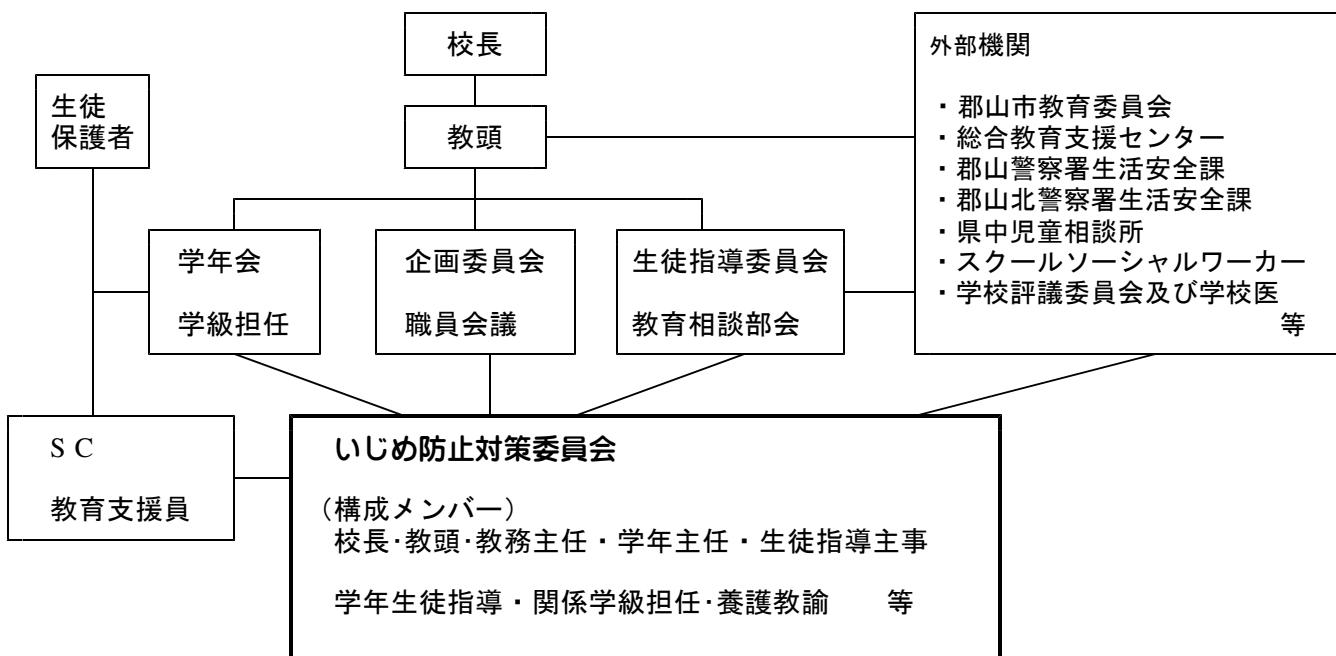
そのためにも、生徒が自己存在感の味わえる機会を増やし、また思いやりのある集団が形成され、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりに取り組む。

「いじめをさせない・ださない・見逃さない・許さない」全職員で取り組む

2 いじめ防止対策委員会

いじめ防止対策委員会を設置し、いじめの些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として活動をする。

校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、各学年生徒指導係、関係学級担任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。



3 「いじめ」の未然防止

- (1) 生徒からいじめを出さないため、未然防止に全職員で取り組む。
- 「いじめ」の共通理解・・・全校集会、学年集会、学級活動 等
「いじめは人として絶対にしてはならない行為」という雰囲気を学校・学年・学級に醸成する。
 - いじめに向かわせない態度の育成・・・道徳教育、人権教育、読書活動、体験活動 等
各活動を通して、生徒の社会性を育み、命の大切さや他の友達の気持ちを共感的に理解し、お互いの人格を尊重し合える態度を養う。
 - 「いじめ」が発生する背景と指導する上での留意点・・・授業の充実、話し合い活動の取り入れなど
いじめの加害側の背景として、学級や部活動等の人間関係や学習等のストレスが係わって起こることが多く、一人ひとりに目を向け、わかりやすい授業づくりや、個々の生徒が活躍できる集団づくりを進めていく。
 - 自己有用感や自己肯定感を育む
学校全体の教育活動を通して、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることができる機会を提供し、自己有用感・自己肯定感が高められるように努める。
 - 生徒自身が進んでいじめについて学び、取り組む姿勢を育む・・・生徒会の取り組みを活発にする
いじめ防止に関するポスターや呼びかけの実施 等
 - 情報モラル教育を推進し、生徒が携帯電話・スマートフォン等の正しい利用とマナーについての理解を深め、「ネットいじめ」の加害者、被害者とならないよう継続して指導に努める。
 - ・リーフレット等による保護者・生徒への啓発
 - ・全校集会、学年集会、学級活動、保護者会等での啓発

(2) 教職員全体で共通理解を高め、情報を共有化し、未然防止に努める。

- 全職員で、「いじめ」は絶対に許されない行為だと理解し、いじめの些細な兆候を見逃さず、見落とさない危機意識を持ち、判断力と指導力を高められるように努める。
- 生徒指導委員会、企画委員会、学年打ち合わせ等で情報の共有化を図り、「いじめ」になり得る問題行動について、全職員で足並みをそろえて対応する。また、教職員の資質向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

4 「いじめ」の早期発見の取り組み

- (1) 「いじめ」は大人が気付きにくく、見えにくい形で行われることを日頃から認識し、些細な兆候でもいじめではないかと疑いを持ち、早い段階で複数の教職員で関わり、いじめを積極的に認知できるようになる。
- 教師と生徒との人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
 - 日常生活の中での観察・・・生活ノート、教育面談、チャンス相談、部活動顧問との連携 等
毎日の生活ノートの記録を活用し、交友関係や悩みなどを把握する。
 - 教育相談・アンケートの実施
年5回の「悩み・困りごと調査」や定期的な二者面談（教育相談）の実施等により、生徒がいじめを訴える場をつくり、生徒の小さなサインや周りからの情報を見落とさないように努める。

5 「いじめ」に対する対応・措置の基本方針

(1) 発見・通報を受けたときの対応

- いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場で直ちにその行為を止める。いじめではないかとの訴えがあった場合は、真摯に傾聴する・
- いじめ防止対策委員会に報告し、情報を共有化する。
- 委員会を中心に関係生徒から事情を確認し、いじめの事実の有無を確認する。

- 学校長が市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者へ連絡をする。
- 生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) いじめられた生徒・その保護者への支援

- いじめられた生徒から事実関係の聴取を行う。
- 家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。徹底して守ることなどを伝え、不安を取り除くよう努める。
- 複数の教職員で巡回活動を行うなど、生徒の安全を確保する。状況により、出席停止制度、別室指導、外部専門家の協力等を活用し、寄り添い支える体制作りに努める。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を継続する。

(3) いじめた生徒・その保護者への支援

- いじめたとされる生徒から事実関係の聴取を行う。いじめの事実が確認された場合は、速やかに外部専門家等の協力を得て、組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。
- 事実関係を把握した後、迅速に保護者に連絡をし、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と保護者が連携をし、以後の対応を適切に行えるよう、保護者の協力を求め、同時に継続的な助言も行う。
- いじめた生徒に対しては、毅然とした態度で応じ、「いじめは人格を傷つけ、生命・身体または財産をも脅かす行為」であることを理解させ、その責任を自覚させる。一定の教育的配慮のもと、出席停止や警察との連携による措置も含め毅然とした対応をする。

(4) いじめが起きた集団への対応

- いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- 学級での話し合いなどを通して、「いじめは絶対に許されない行為であり、根絶させよう」という態度や雰囲気をつくるようにする。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込み等への対応については。被害の拡大を避けるために、直ちに削除する措置を取る。(プロバイダーへの削除依頼、地方法務局や警察との連携など)
- SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)、携帯メールなどを利用したいじめなどについては、発見しにくいため、情報モラル教育を行うとともに、保護者への協力と理解を求める。

(6) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

6 年間計画

時 期	生 徒 指 導 関 係	い じ め 防 止 対 策
4月	○学年集会 ※全学年 ○「連休中の生徒心得」配布 ○生徒指導全体協議会（生徒把握） ※全職員	◎いじめ防止対策委員会① ・「いじめ防止対策基本方針」の確認
5月	○連休事前指導 ○チャンス相談 ○中体連大会の事前指導	△いじめについて（道徳） □生活アンケートの実施①
6月	○衣替えについて確認 ○保護者懇談会	・保護者懇談会でネット関係の啓発 ・心配な生徒への二者面談・三者面談
7月	○学年集会 ※全学年 ○夏季休業事前指導 ○「夏休みの生徒心得」配布 ○定期相談	・心配な生徒への二者面談・三者面談 ◎いじめ防止対策委員会②
8月	○夏季休業の生活 教育相談 ※全学年	・夏休み中の指導 □生活アンケートの実施②
9月	○新人戦の事前指導	
10月	○衣替えについて確認 ○定期教育相談 ※全学年	□生活アンケートの実施③
11月	○生徒指導全体協議会② (不登校関係・教育相談部) ※全職員 ○進路相談 ※全学年	
12月	○学年集会 ※全学年 ○「冬休み中の生徒心得」配布	◎いじめ防止対策委員会③ ・冬休み中の指導
1月	○冬季休業の生活	□生活アンケートの実施④
2月	○個別相談 ※全学年	
3月	○学年集会 ※全学年 ○「春休み中の生徒心得」配布 ○年間計画の見直しと改善	◎いじめ防止対策委員会④ 「いじめ防止基本方針」の見直し ・春休み中の校外補導

重大事態調査委員会の対応フロー図

校長が郡山市教育委員会へ重大事態の発生を報告

郡山市教育委員会
924-2431

※重大事態とは

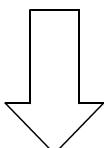
- 生徒が自殺を企画した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

郡山市教育委員会が重大事態の調査の主体を判断



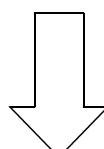
郡山第六中学校が調査主体の場合

郡山第六中学校に、重大事態の調査委員会を設置



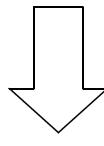
- ※「いじめ防止対策委員会」が母体となる。
- ※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平・中立性を確保する。

調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施



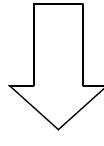
- ※いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急がずに、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供



- ※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ※調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする

調査結果を郡山市教育委員会に報告



- ※希望があれば、いじめを受けた生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する。

調査結果を踏まえた必要な措置

- ※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取り組みを検討し、実施する。
- ※再発防止に向けた取り組みの検証を行う。